

いのちとくらしをまもる
防災減災令和3年11月19日
自動車局
安全・環境基準課

電動車の派遣実証を川崎市で行います

国土交通省では、電動車の普及促進の一環として、「避難所等における電気自動車等を活用した電力供給支援事業」を実施しています。

今年度の事業の中で、幾つかの自治体及び自動車メーカー・ディーラー等のご協力を得て、実際に、避難所等への電動車の派遣実証(訓練)を行い、災害時における電動車の活用に関する課題等を抽出し、各自治体への水平展開を予定しております。

今般、その一つとして、以下のとおり、川崎市において電動車の派遣実証を行うことになりました。

(※電動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指します。ハイブリッド自動車についても、100V用電源コンセントを利用可能な車種も多く存在します。)

台風や地震などによる災害発生時には、停電が発生する恐れがありますが、電動車を「移動式電源」として活用することにより、避難所等に給電することができる場合があります。

実際に、令和元年房総半島台風(第15号)による停電の際には、自動車メーカー等が被災地に電動車を派遣し、外部給電機能を活用した活動を行いました。具体的には、避難所での携帯電話の充電や乳幼児、高齢者などがいる個人宅や老人ホームなどでの給電を行った実績があります。

停電が発生した際、避難所等に電動車を迅速に派遣し、円滑な災害対応に貢献するため、自治体と自動車メーカー等が連携協定を締結する動きなどが全国で加速しています。国土交通省では、このような活動を支援・促進するため、今年度の「避難所等における電気自動車等を活用した電力供給支援事業」の中で、幾つかの自治体及び自動車メーカー・ディーラー等のご協力を得て、避難所等への電動車の派遣実証(訓練)を行うこととしております。今般、川崎市において、以下の派遣実証を行うことになりました。

本派遣実証に関する取材を希望される場合には、以下の川崎市のご担当者まで、ご連絡をお願い致します。

【川崎市における電動車の派遣実証(予定)】

- ・日時: 令和3年11月26日(金) (取材可能時間 14:40~15:30)
- ・場所: 川崎市総合リハビリテーション推進センター (川崎区日進町5-1)
- ・内容: 電動車の派遣、及び電動車から福祉機器への給電
- ・協力自治体及びメーカー・ディーラー: 川崎市、三菱自動車、東日本三菱自動車販売
- ・取材に関するお問合せ先: 川崎市

総務企画局危機管理室企画調整担当 柿森 電話044-200-2478

健康福祉局危機管理担当 弓田 電話044-200-0434

【事業全体に関するお問合せ先】

自動車局 安全・環境基準課 伊藤 大山

代表: 03-5253-8111 (内線: 42551、42523)

直通: 03-5253-8604、FAX: 03-5253-1639